

議案第 21 号

野田市立あおい空の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立あおい空の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立あおい空
指定 管 理 者	所 在 地	千葉県野田市鶴奉270番地の5
	名 称	社会福祉法人野田みどり会 理事長 遠山 康雄
指 定 の 期 間		令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立あおい空の指定管理者として、社会福祉法人野田みどり会を指定しようとするものである。

野田市立あおい空指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市立あおい空

2 募集方法
随意

3 申請状況
1 者
社会福祉法人野田みどり会
千葉県野田市鶴奉 2 7 0 番地の 5

4 選定した指定管理者候補者
社会福祉法人野田みどり会
千葉県野田市鶴奉 2 7 0 番地の 5

5 選定理由
事前に提出された事業計画書等を委員 6 名で確認した結果、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立あおい空指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 令和2年1月21日（火）午前10時から午前11時まで
開催場所 野田市役所5階 512会議室
出席委員 総務部長（副委員長）、企画財政部長、行政管理課長、管財課長、野田市立あおい空保護者代表2人
欠席委員 副市長（委員長）
事務局 保健福祉部次長兼生活支援課長、障がい者支援課、行政管理課
関係者 社会福祉法人野田みどり会職員（現指定管理者）

1 開会

＜副委員長から開会の言葉＞

2 議事

（1）保護者代表を委員に加えること及び関係者として現指定管理者の社会福祉法人野田みどり会の職員を出席させることについて

＜事務局から保護者代表を委員に加えること及び関係者として現指定管理者の社会福祉法人野田みどり会の職員を出席させることについて説明＞

＜審議の概要＞

○ 施設利用者の意見を仕様書等に反映させるため、野田市立あおい空保護者代表2人を本委員会に加えること及び現状に即した審議を行うための関係者として社会福祉法人野田みどり会の職員を出席させることについて各委員の了解を求める。

→ 異議無し

＜審議の結果＞

野田市立あおい空保護者代表2人を委員に加えること及び社会福祉法人野田みどり会の職員を関係者として出席させることを決定する。

（2）野田市立あおい空指定管理者の随意指定に係る審査について

＜事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明＞

＜審議の概要＞

○ 仕様書3ページのサービスの提供に関する業務の生活介護について、「また、医療的ケアを必要とする利用者については、市と協議すること。」とあるが、そもそも医療的ケアを必要とする方以外の施設の利用決定は誰が行うのか。

→ 医療的ケアの有無に関わらず野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例

施行規則第6条の規定により、利用は市が決定するため協議する必要はない。

仕様書に記載した理由としては、市及び指定管理者が協働して、医療的ケアの必要のある方への支援の一環として野田市立あおい空で可能な限り受け入れる姿勢を明示するためである。また、それに加えて、医療的ケアについては障がいの程度や必要とする支援、医療的ケアが千差万別であり、受入れについて指定管理者とより綿密な調整が必要となるためである。

○ 仕様書3ページの短期入所について、「なお、利用者1人につき月3回までサービスを提供すること。」とあるが、指定管理者はこの回数をどのように把握し、管理しているか。

→ 短期入所の利用受付及び日程の調整を指定管理者が行っており、後日、市が実績報告を受ける体制としている。受付から一貫して指定管理者が管理を行うことで利用回数を把握できている。

○ 仕様書3ページの短期入所について、医療的ケアが必要なため利用できていない利用者がいる。将来的には野田市立あおい空の短期入所を医療的ケアが必要な利用者が利用できるようにしてほしい。

また、数年前に県が主催する喀痰（かくたん）吸引に関する研修を事業所が受講したが、単年度のみでその後が続いていないと聞いた。医療的ケアに関する研修などにも力を入れてほしい。

→ 医療的ケアの必要な利用者の短期入所は、指定管理者と協議したが看護職員などの専門職の配置が難しいことなどから、医療が充実している医療機関で緊急受入れも含めて利用できるよう協議を進めている。

また、喀痰吸引に係る研修については、令和元年度に市が市外医療機関に委託して実施している。今後も医療的ケアに関する研修を継続して取り組んでいく。

○ 仕様書5ページの管理体制について、「また、職員配置に当たっては、管理者は指定管理者が雇用する職員とし、その他の職務従事者については、過半数を指定管理者の雇用する職員とすること。」とあるが、この基準は市独自の基準か。

→ 市独自の基準である。派遣職員等では、派遣期間に定めがあり支援の継続性を保つことが困難になる場合があることから、過半数は直接雇用することを明記した。支援員の確保のため派遣職員の活用も検討したが、現在の職員配置計画では、委託の栄養士を除き支援員及び看護職については全員が指定管理者の直接雇用にて支援に当たることを想定している。

○ 仕様書7ページの指定管理者と市の責任分担について、表中の施設等の修繕

には、市が貸与した車両の修繕も含まれるか。

→ 施設等の中には貸与車両を含めた市の備品を含んでいる。

○ 事業計画書1ページの施設の設置目的の理解について、「野田市や地域の関係機関と連携協力し、御利用者様が豊かな地域生活を送れるよう努めます。」とあるが、具体的な事例や計画はあるか。

→ 他市の施設利用を希望されていた方が、その施設の方針と家族の意向が合わず、野田市立あおい空がその方の状態や看護師配置等の状況に合った形で受け入れられるよう、市と協議した上で実習や利用契約への手配を進めた結果、必要な支援につながり利用者のQOLの向上に寄与した事例があった。

また、野田市立あおい空として、サンスマイル等の地域交流行事への参加のほか、ショッピングモールへの外出や博物館見学などの所外活動を実施している。

○ 事業計画書2ページの緊急時の危機管理のための対策について、法人として、風水害を想定したマニュアルは整備しているか。

→ 法人として整備している。

○ 事業計画書2ページの要望及び苦情への対応について、現指定期間中に苦情解決第三者委員に寄せられた苦情はあったか。

→ 現指定管理期間において第三者委員に苦情が寄せられたことはない。

(3) 野田市立あおい空の指定管理者候補者の決定

<審議の概要>

○ 社会福祉法人野田みどり会を指定管理者候補者として、今後の協議に入ることとでよろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立あおい空の指定管理者候補者は、社会福祉法人野田みどり会に決定する。

(4) 今後の予定について

<事務局から今後の予定について説明>

3 閉会